

論点の別出 ～軍事研究をめぐる議論をふりかえって～

0. 事実経過

- 1949.1 第 1 回「科学者としての決意表明」満場一致
- 1950.4 第 6 回「戦争目的の科学研究には従わない」満場一致
- 1950.6 朝鮮戦争、勃発 8 警察予備隊令の公布
- 1951.3 第 9 回「戦争から科学と人類を守るための決議」64:92:5 で否決
- 1951.10 第 11 回「講和条約調印に際しての声明」56:93:3 で否決
- 1954.4 第 17 回「原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明」
 反対 1 人のみ、「再軍備反対の匂いがする」
 → 1955 年、原子力基本法「原子力利用は、平和の目的に限り」
- 1954-1955 中谷宇吉郎の「軍事研究」をめぐる論争
- 1959.5 防衛庁長官「東大に造兵学科を」と発言 → 茅誠司による「総長の見解」
- 1963.4 第 39 回「原子力潜水艦の日本港湾寄港問題について」
- 1966.4 第 46 回 “Appeal to the World’s Scientists Against the Military Use of Agricultural Chemicals”
- 1967.5 米軍資金問題
- ・ 東大の大河内総長「軍事研究をしない、外国の軍から委託を受けない」のが、南原・矢内原総長以来の方針
 - ・ 日本物理学会、「決議三」
- 1967.10 第 49 回「軍事目的のための科学研究を行なわない声明」
- 1969.6 宇宙開発事業団法成立、「平和の目的に限り」宇宙の開発利用を行なう
 （衆参両院で付帯決議も）

1. 1949 年から 1970 年ごろまでの動き、ひと続き

「軍事研究をしない」「平和の目的に限り」は、敗戦後から 1970 年ごろまで、20 年あまりかけて定着していった。

その精神、他の諸々の声明などにも反映。法律にも書き込まれた。→ 1950 年と 1967 年の声

明はセット、かつ象徴的なもの（声明だけが孤立して存在するわけではない）。

両声明の見直しは、日本学術会議の基本的スタンス全体を見直すもの

2. 1951年「声明」をめぐる論点

(1) 学術会議は政治的なことに関与すべきでない

分裂していた国論（朝鮮戦争／再軍備のはじまり）。ところが声明は再軍備を否定するもの（場合によっては戦争も必要という意見も強いのに）であり、国論の一方に荷担。

(2) 軍事研究と非軍事研究、区別が困難

軍事研究と非軍事研究の区別は確かに難しい、しかし「明白な軍事研究」を拒否すれば十分に戦争を防ぐことができる、という反論。

この意見は、二つの大戦の反省に基づくもの。1936年にケンブリッジ大学の科学者たち Nature に、「すべての科学者が反対すれば戦争は不可能である」と見解を表明していた。第一次大戦中に、化学者たちが毒ガスを開発、という体験。さらに第二次大戦中、物理学者たちが原爆を開発した。

3. 「声明」の目指したこと、2つ

- 1) 戦争目的の科学研究を行なわない
- 2) 研究成果の軍事利用を阻止する→戦争が起きるのを防ぐ

簡単に言えば、軍事研究をしない／させない

4. 「目指したこと」2つ、融合していた

「自分たち」が軍事研究をしなければ戦争を防ぐことができる、という考え。

現実的基盤もあった。自衛隊は未だ無い／弱小だったし、軍事産業も未だ復興途上

5. 「目指したこと」の2つ目、掘り崩されていないか

1980年代にもなると、防衛庁技術研究本部と民間企業の連合が力をつける。

技術研究本部の成長(たとえば予算の伸び)、軍事関連企業の成長(いくつかの証言)

「声明」の目指したことの2つ目、掘り崩されているのでは？

今日、安全保障技術研究推進制度をめぐっても、防衛省が研究すること自体を俎上に載せる議論が見られない。

「声明」のどこに限界があったのか、あるいは2つめは放棄するのか、それも見直しの対象ではないか？ 弱める／強める、別のアプローチを採る、など。

6. そうなった理由を推測するに

(1)「自分たちが軍事研究をしなければ…」の陥穽

中谷宇吉郎の「軍事研究」の場合。

矢内原忠雄もと東大総長の発言(矢内原忠雄「大学と軍事科学」朝日新聞朝刊、1959年6月13日)。

大学を聖域化すれば良し？

(2)「研究費の出处」の限界

「軍事研究と非軍事研究、区別が困難」という指摘 → 研究費の出处で区別可能、との反論 → 結果的に、軍関係から資金が出ていないものへの無関心を生んだのでは

軍事研究が、大学内にも実質的に浸透していた(いる)のでは？

名古屋大学「平和憲章」制定時のできごと

【参考】名古屋大学平和憲章(1987年)、前文+5項目

2. 大学は、戦争に加担するというあやまちを二度とくりかえしてはならない。われわれは、いかなる理由であれ、戦争を目的とする学問研究と教育には従わない。そのために、国の内外を問わず、軍関係機関およびこれら機関に所属する者との共同研究をおこなわず、これら機関からの研究資金を受け入れない。また軍関係機関に所属する者の教育はおこなわない。

(<http://kyoshoku.coop.nagoya-u.ac.jp/kakehashi/0201/36p.html> より引用。)

技術研究本部＋民間企業＋産学連携

7. 「基礎研究」なら軍事研究でない？

軍事研究と非軍事研究、区別が困難 → 研究費の出处で区別可能、という反論 → いや、基礎研究なら(軍からの研究費でも)軍事研究ではない

基礎研究に二つの意味

N. Bohr: 光は、波か粒子か → 「二重性」

自然の秘密を解き明かす(役に立つかどうかとは無縁; understanding)

L. Pasteur: 腐敗を防ぐには → 腐敗とはどういう現象か

あることのために根本から理解する(急がば回れ; use-inspired or control)

“basic” かつ “use-inspired” な研究が多い(Donald E. Stokes, Pasteur’s Quadrant; Basic Science and Technological Innovation, Brookings Institution Press, 1997)

基礎研究だから用途と無縁、とは限らない

8. 今日言われる「デュアルユース」の意味

8.1 冷戦後のアメリカで

国防総省「デュアルユース技術:最新技術を手頃な価格で入手する防衛戦略」1995年
(*Dual Use Technology: A Defense Strategy for Affordable, Leading-Edge Technology*)

冷戦終結 → 予算の伸びが止まる、しかし調達費は増加しつづける

民間の研究開発費は伸び続けている

民間では、コスト低減意識が高い、開発サイクルも短い

→ 民と軍の壁を壊すべき

3つの柱

1. 民生品の生産ライン(製造プロセス、製造技術)を活用(「デュアル生産」)
2. 民生技術を軍事技術に取り込む(兵器の設計の仕方から変える)
3. 軍にとって決定的に重要な分野で民生技術基盤が最先端であるよう、軍の研究開

発予算で支援

「デュアルユース」は、技術の特性（軍民両用）というだけでなく、軍用装備品の研究・開発・生産の進め方でもある

日本の「デュアルユース」や「安全保障技術研究推進制度」も、こうした動向の延長線上にある。

8.2 日本でも

防衛省宇宙開発利用推進委員会「宇宙開発利用に関する基本方針について」（2009年）

宇宙開発利用については、巨額の予算を要することから極力効率的かつ効果的な実施が求められることを踏まえ、防衛省としての宇宙開発利用は宇宙開発戦略本部における政府全体としての総合的かつ計画的な施策の推進の下で、他府省のプログラムに対して防衛という視点を盛り込むことにより、デュアルユース化させることが重要である。例えば、衛星による資源探査等に有効活用されることが期待される多波長光学センサーは、将来的には、識別能力の向上という点で防衛用途への応用も考えられる。

（同報告書「7. 効果的かつ効率的な宇宙開発利用のための方策—(1) 他省庁等との交流・協力—【課題】② デュアルユース」の項。下線は杉山）

「デュアルユース化させる」という表現に注目

8.3 二波長赤外線センサーを例に

民生と軍事とが「相乗り」（「並存」「並進」）。spin-in, spin-out（他方に転用・展開）とは違う

8.4 もう一つの例：サイボーグ動物

Maharbizら、DARPAの支援で始める

安全保障技術研究推進制度の公募テーマ（2015年度）にも

9. 「安全保障技術研究推進制度」は「基礎研究だ」と強調するが

デュアルユースの今日的な意味に照らして（「デュアルユース」が言われるようになった経緯からして）、また「基礎研究だから用途と無縁、とは限らない」という点からして、（軍事研究と呼ぶ

か否かは別として) 軍事利用と無関係とは言えないだろう

10. さて、どうするか

1) 「研究」に制限を課す

費用の出处や、公表の可否

軍事利用(兵器の開発製造)を目的としていないか(「社会的責任」論)

しかし、費用の出处や、公表の可否で、対応できない状況がある／軍事利用も期待されている研究(use-inspired basic research; dual use)をどう考えるか／軍事利用の範囲は(何が軍事利用か)?、

2) 「利用」に制限を課す

軍事利用に歯止めをかける

しかし、軍事利用の範囲は(何が軍事利用か)?／許容される軍事利用もあるのでは?

11. 「兵器(武器)」とは?

日本物理学会、「決議三」の取扱いの一部を変更(1995年)。「例えば武器の研究といった明白な軍事研究」でないなら学会は拒否しない。研究費が軍から出ていても、研究者が軍に所属していても

【参考】日本物理学会で議論された4つの決議(1～3が可決される)

- 1) 日本物理学会主催、学術会議後援で1969年9月に開かれた第8回半導体国際会議に対し、米国陸軍極東研究開発局の資金が持ちこまれたことは遺憾である。
- 2) 半導体国際会議実行委員会が日本物理学会にはかることなく、上記資金の導入のごとき問題を決定したことは重大な誤りである。
- 3) 日本物理学会は今後内外を問わず、一切の軍隊からの援助、その他一切の協力関係をもたない。
- 4) 日本物理学会委員会は、今回の米軍資金を導入した仲介者および半導体国際会議実行委員に対して適当な処分を行なう。

「兵器は四つのモジュールから成る」(加藤朗『兵器の歴史』芙蓉書房出版、2008年)

1. 破壊体:ものを破壊し人を殺傷する(銃弾や砲弾、ミサイルの弾頭など)
2. 発射体:破壊体を目標に向けて発射する(銃や、砲、ミサイルなど)
3. 運搬体:発射体を据え付けて運ぶ(車輛や、航空機、艦船など)
4. 運用体:前3者を体系的・効率的に運用するために、情報を集め命令を伝達する(レーダーや、偵察衛星、コンピューター・システムなど)

4つのモジュールが一体となって「兵器」

近年は、運用体での変革が目覚ましい。背景に「軍事における革命」(RMA: Revolution in Military Affairs)

直感的(古典的)な兵器像でよいか？

12. 「防衛のため／安全保障のため」の危うさ

「防衛」の歯止めのなさ(SDIも「防衛」を謳う、が緊張を高めた)

そもそも、軍事は安全保障政策の一部

安全保障政策についての国民的な議論、十分か

国論の分裂下で学会会議が「政治的なことに関与」してよいか

(1951年の学会会議総会で問題となった論点)

第一次大戦後の米国化学者たちの言動(資料)という例もある → 学术界の外に検証を求め
るべきでは

13. 誰が判断するのか

茅誠司による「総長の見解」(1959年、造兵学科問題に関連して)

1. 殺戮兵器の製造に直接つながるような研究は軍事研究である
2. ある研究がその意味での軍事研究であるか否かは世界情勢も含めて総合的に判断されるべきである
3. その判断は個々の研究者が良識に基づいて自主的に行なうべきである
4. そうした判断に基づいて行なわれている研究に、外部からストップをかけてはならない

(東京大学新聞、1959年9月16日、要約)

「個々の研究者の良識に基づいて」というが、個人に客観的な判断を期待できるか、個別分野の科学者に判断できるか。

「専門家集団」による総合的判断が必要では。安全保障政策との整合性なども含めて。

14. オープンな研究環境をいかに守るか

2013年10月にNASAで起きたこと。研究の自由、公開の自由と、国家安全保障との対立

Corson Report (1982)から「みなし輸出規制」の強化(2005年)へ

G.Haneの指摘(“Tread carefully on dual-use research”, *The Japan Times*, 3 June 2016)。
“sensitive, but unclassified”な研究に注意せよ。日本には「行政指導」という手があるので、なおさら

明確なルールを定める大学。たとえばシカゴ大学。「研究に関する完全な自由と無条件での情報公開」に抵触するような研究資金は受け入れないし研究設備も使わせない、など。秘密研究はアルゴンヌ国立研究所で

15. 「声明」見直しの「手続き」をめぐって

「声明」は、選挙で学術会議の会員が選ばれていた(公選制)時代のもの
1985年に推薦制に変わる。この制度変更で学術会議は強く反対した
2004年、再改正。前回の問題点をより強化したのでは？

規定上はともかく、議論喚起の方策が必要では

16. 「科学者京都会議」の精神を活かして

1954年 ラッセル・アインシュタイン宣言

1957年 パグウオッシュ会議(→ 1995年ノーベル平和賞)

1962年 科学者京都会議(日本版パグウオッシュ会議)

人文学者・社会学者も参加、そこに特徴。

核兵器の危険性を訴える → 自然科学者。

核兵器のない社会への道筋を構想する → 人文学者・社会学者

学术界の全体を包摂する組織は、日本学術会議のみ。

軍縮への道筋を示す、積極的な(先導的な)議論が求められるのでは。